

### Ⅲ-1-(3) 水資源の有効利用の推進

水道 工水 下水

取組概要	進行管理の指標	令和元(2019)年度の取組結果		
漏水を防止することにより、水資源を有効活用するとともに、浄水処理エネルギー消費を抑制し、水源開発やエネルギー消費に伴う大気汚染物質による自然環境への負荷が低減されるため、漏水防止計画に基づく適切な地下漏水調査を実施し、水道管からの漏水の早期発見に努める。また、漏水の予防的対策のために、老朽配水管更新計画や老朽給水管更新計画に基づき、計画的な更新を行う。	老朽給水管の計画的な更新を実施、老朽給水管更新目標達成率を向上させる。 令和元(2019)年度目標 老朽給水管更新目標達成率 100%	○第8次漏水防止計画に基づき、漏水調査を実施 ○配水量分析の結果、有効率は令和元(2019)年度95.0%に向上(平成30(2018)年度94.9%) ○老朽配水管更新計画と老朽給水管更新計画に基づき、老朽管を更新 ○老朽給水管更新達成率は、令和元(2019)年度97.9%に向上し、概ね解消(平成30(2018)年度96.9%)		
		評価	水道	3

#### 今後の取組

○第8次漏水防止計画(平成29(2017)年度～令和3(2021)年度)に基づき、地下漏水調査を実施  
 ○従来市内2年で一巡していた漏水調査について、漏水発生確率の高い区画ほど調査頻度を高める運用を継続し、漏水調査作業の効率性を向上  
 ○漏水を未然に予防するために、経年化が進行した配水管の更新と新たな老朽給水管対策事業を計画的に実施



漏水調査の様子

### Ⅲ-2 良好な水環境の創出

#### Ⅲ-2-(1) 下水道未普及地域の解消及び水洗化の促進

水道 工水 下水

取組概要	進行管理の指標	令和元(2019)年度の取組結果		
快適な生活と良好な環境のため、未普及地域や未水洗化家屋の解消を推進し、現在、市内のほとんどの地域で下水道を利用できるようになり、河川や海域の水質が改善されているが、未水洗化家屋には引き続き、戸別訪問や広報活動により、水洗化を促進する。	下水道未普及地域の解消と未水洗化家屋の解消の継続実施	下水道未普及地域の整備実施(登戸土地区画整理地区ほか) ○令和元(2019)年度末の下水道普及率: 99.5% ○令和元(2019)年度末の水洗化率: 99.6%		
		評価	下水	3

#### 今後の取組

下水道普及率100%に向け、未普及解消を進めるとともに、未水洗化家屋の解消を継続実施

下水道の普及による河川の水質改善効果  
(有馬川の水質と下水道普及率の事例)



※BODとは、水の汚れを表す指標で、一般的に数値が大きいほど水が汚れており、数値が小さいほどきれいな水であるといえる。

### Ⅲ-2-(2) 事業場指導及び水処理センターの適切な水質管理

水道 工水 下水

取組概要	進行管理の指標	令和元(2019)年度の取組結果		
<p>公共用水域の水質保全に果たす下水道の役割は大きいことから、事業場※に対して、排除基準を遵守するよう指導するとともに、未規制の化学物質についても、削減に向けた指導・啓発を行う。また、水処理センターの水質管理を適切に行い、良好な放流水質を確保する。</p>	<p>○事業場への監視・指導の適切な実施 ○化学物質の使用量と下水道への排出量の把握 ○放流水の水質基準の適合率100%</p>	<p>○有害物質等を取り扱う事業場に対し、立入調査による監視・指導を適切に実施することで、水処理センターの適正な処理に貢献 ○未規制化学物質に対する事業場での使用状況等について、指導・啓発を行うことで、その使用量・排出量の削減を促すとともに、新たに規制に加わると予想される項目の調査を実施 ○水処理センターの水質管理を適正に行い、放流水の水質基準適合率の年度目標を達成</p>		
<p>※事業場 下水道を使用する特定事業場及び一定基準以上の水質に係る下水を排除する事業場</p>		評価	下水	3

**今後の取組**

- 有害物質等を取り扱う事業場への立入調査等の継続
- 未規制化学物質の下水道への排出量削減に向けた啓発等の継続
- 適正な水質管理による良好な放流水質の確保



水処理センターでの水質試験の様子



事業場での水質検査の様子

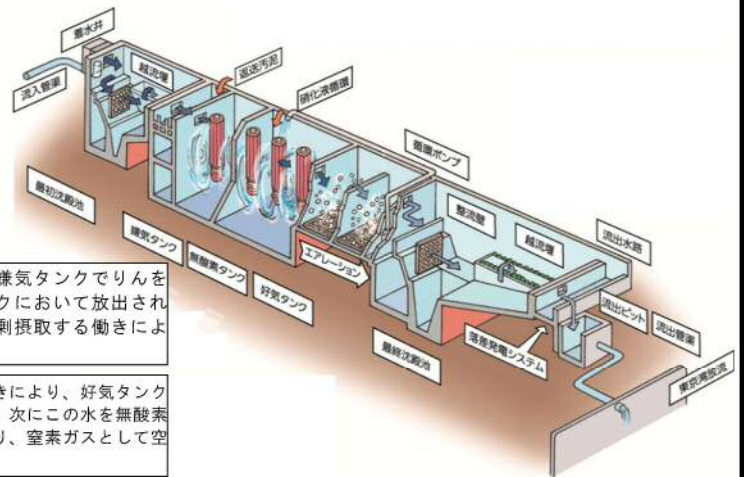
### Ⅲ-2-(3) 高度処理の推進

水道 工水 下水

取組概要	進行管理の指標	令和元(2019)年度の取組結果		
<p>閉鎖性水域である東京湾における環境基準の達成・維持や富栄養化対策として、「東京湾流域別下水道整備総合計画※」に基づき、高度処理施設の導入を進める。</p>	<p>令和元(2019)年度末高度処理普及率34.5% (目標)</p>	<p>○令和元年度末高度処理普及率34.5% ○等々力水処理センター高度処理事業の推進 ○加瀬水処理センターにおける段階的の高度処理導入に向けた取組みの推進</p>		
<p>※東京湾流域別下水道整備総合計画 東京湾の水質環境基準を達成維持することを目的とした下水道法に基づく計画で、本市の下水道計画の上位計画に当たるもの</p>		評価	下水	3

**今後の取組**

- 等々力水処理センター高度処理事業の推進
- 既存施設の一部改造や運転管理の工夫による段階的の高度処理導入に向けた取組の推進



**りん除去**：りんは、微生物が嫌気タンクでりんを水中に放出し、次に好気タンクにおいて放出された量以上に、微生物体内に過剰摂取する働きにより除去される。

**窒素除去**：窒素は、微生物の働きにより、好気タンクでアンモニア性窒素が酸化され、次にこの水を無酸素タンクに戻し還元することにより、窒素ガスとして空气中に放出し、除去される。

**有機物除去**：有機物は、微生物が栄養として摂取する働きにより除去される。